

(三) 争議基金トシテ一人二月宛ヲ臨時兼收スルコト  
但シ年末賞典受領ノ時各支部ニ於テ取纏メ本部ニ  
納入スルコト

(四) 要求ニ対スル回答以前臨時大会ヲ開催スルコト  
但シ日時、場所等ハ實リ委員一任

(五) 新宿支部大会開催ニ関シ主任木村某ハ圧迫シテ中  
止セシムルノ已ムナキニ至ラシメタルヲ以テ全主  
任ヲ訪問交渉ヲ爲シ若シ聞入レザル場合ハ糾弾ス  
ルコト

(六) 争議開始シタル場合会計係カ第一ノ犠牲者トナリ  
官権ヨリ拘留スル引セラルコトアリ如斯コト  
アラハ全額ノ出納ニ差支ヘラ生スルヲ以テ臨時会

計係ヲ任命スルコト

但シ人名ハ執行委員ニ於テ送交絶対秘密トスルニト

(七) 争議開始ノ上ハ緊急支出ヲ要スル場合アルヲ以テ  
部長ニ非常準備金トシテ現金ヲ所持セシメ置クコ  
ト

(八) 争議開始後預金銀行ニ印権カ強込ミヲナシ預金引  
出シニ赴キタル者ヲ引致セラル、虞アルヲ以テ争  
議開始トシ特ニ預金全部ヲ引出シ現金トシテ適当  
ニ保管シ置クコト

三、自治會工場部ノ状況

自治會工場部ニ属スル芝浦工場職工(約八百六十名)

ハ去ル六月再款願ニ對スル回答ノ内容ヲ知ルヤ当局